

佐賀県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十月二十三日から平成二十一年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	西松浦郡有田町山本字岳乙四七九三番二地先から 西松浦郡有田町山本字岳岳国有林一〇二四林班八小班まで	平成二一・一〇・二三